

岐阜県公報

第二千四百十号
平成二十五年一月十一日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
土砂災害警戒区域の指定

(治山課) 一三
(砂防課) 一四

公示

指定自立支援医療機関の指定
指定自立支援医療機関の変更届出
県営土地改良事業の変更計画の決定
県営土地改良事業の換地計画の決定
公共測量の実施
公共測量の終了
岐阜都市計画の図書の縦覧

(保健医療課) 一四
(同) 一四
(農地整備課) 一五
(同) 一五
(用地課) 一五
(同) 一五
(都市政策課) 一六

告示

岐阜県告示第十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
郡上市八幡町入間字山王平四五四の一、四五四の二、四五五の一、四五五の二、四六一から四六三まで
 - 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十五年一月十一日

岐阜県告示第十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥小屋	瑞浪市稲津町笹平	次の図のとおり	土石流
奥小屋2	瑞浪市稲津町笹平	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十五年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

名称	所在地	医療の種類	年月日
----	-----	-------	-----

まもる薬局

さくら薬局 大垣稲葉店

安八郡輪之内町大吉新田字登ノ割一〇七六番地一

大垣市稲葉東三丁目一七番地

精神通院

平成二五・一・一

（訪問看護）

公益社団法人岐阜県看護協会 下呂訪問看護ステーション

下呂市森八八三の一

自立支援医療の種類

平成二五・一・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十五年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年月日
特定医療法人博愛会 博愛会病院	不破郡垂井町二二二〇番地の四二一	神経内科・内科・脳神経外科	精神通院	平成二四・三・二六
医療法人三幸会 大井内科クリニック	大垣市大井二の四五	神経内科	精神通院	平成二四・二・二八
土岐内科クリニック	土岐市肥田浅野笠神町二の二二	精神科	精神通院	平成一九・四・一

（薬局）

名称	所在地	医療の種類	年月日
----	-----	-------	-----

有限会社 劑薬局	ひまわり調	下呂市小川二五七番地の一	精神通院	平成 一九・四・一
杉山薬局		岐阜市鏡島西二の四の四七	精神通院	平成 三・三・二
ハーズ美濃調剤薬局		美濃市中央四の三の二七	精神通院	平成 二四・三・三
辻村薬局		中津川市太田町二の四の三	精神通院	平成 二四・二・七

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
山 口 地 区	中津川市役所	平成二五・ 二一・一一 同 二・一一

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業瑞浪東部地区清水木ノ暮工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十五年一月十一日から

平成二十五年二月十二日まで

二 縦覧場所
瑞浪市役所

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により笠松町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

笠松町

二 作業種類

公共測量（道路台帳図データ更新）

三 作業期間

平成二十四年十二月七日から

同 二十五年三月二十九日まで

四 作業地域

羽島郡笠松町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

多治見市
作業種類

公共測量 (多治見市 東北震災に伴う座標変換)

作業期間

平成二十四年十月二十五日から

同 年十二月十七日まで

作業地域

多治見市

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画下水道

北方町公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び北方町上下水道課

平成二十五年一月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社